

関係機関との連携構築支援 プログラム

平成 27 年 7 月版

神奈川県保健福祉局
福祉部生活援護課

関係機関との連携構築支援プログラム

1 目的

生活保護受給世帯等のうち、子どものいる世帯を支援する子ども支援員やケースワーカーが、学校等関係機関と円滑に連携し、子どもとその保護者に対し、支援が行えるよう環境整備を行う。

2 対象者

郡部福祉事務所の子ども支援員及びケースワーカー等

3 実施主体

県生活援護課

4 連携する主な関係機関

県子ども教育支援課（公立小中学校政令市立を除く）、県学校支援課（県立中等教育学校・高等学校）、県特別支援教育課（県立特別支援学校）、県雇用対策課（かながわ若者就職支援センター）、青少年センター、県次世代育成課、県子ども家庭課、児童相談所、ハローワーク、地域若者サポートステーション

5 実施方法

4にあげる関係機関と福祉事務所が円滑に連携できるよう、県生活援護課が各関係機関の本課等に生活保護制度や子ども支援員の役割等必要に応じて説明するとともに、調整窓口や方法、個人情報の取り扱い等について確認、調整した内容を各福祉事務所に情報提供する。

6 実施内容

- (1) 子どもを支援するにあたり、連携をとる関係機関の本課を把握し、子ども支援員等の役割、活動について説明を行う。（ツール3, 4）
- (2) 各関係機関と円滑に連携をとるためのルートや窓口、方法について本課と確認、調整を行う。
- (3) 各関係機関が実施する関係会議等に参加し、福祉事務所や子ども支援員等の役割、円滑な連携について理解を求める。
- (4) 各関係機関との連携について、確認、調整ができたものについては各福祉事務所へ情報提供を行う。内容について変更が生じた場合には、すみやかにその旨を各福祉事務所へ伝え、情報を更新する。
- (5) 関係機関との具体的な連携方法等について、別紙資料に記載する。（ツール2）
- (6) 年1回、各プログラムの点検を実施する。（ツール1）

(7) 生活保護世帯以外の子どもとその保護者に対して支援を行う際も本プログラムを参考とする。

INDEX

ツール1	関係機関の制度・支援内容の確認と連携方法等の内容更新・・・ 5 別紙 プログラム見直し割り振り分担表
ツール2	公立学校と福祉事務所の連携（窓口）について・・・・・・ 7 参考 管内教育事務所・教育委員会・福祉事務所一覧
ツール3	子ども支援員（ちらし）・・・・・・ 15
ツール4	神奈川県子ども支援員について（関係機関用ちらし）・・・・ 17
ツール5	神奈川県子どもの健全育成プログラム策定推進モデル事業 ・ 19 （リーフレット）
資料1	関係先組織図・・・・・・ 21
資料2	関係機関の役割・・・・・・ 24
資料3	保健福祉事務所別関係機関連絡先・・・・・・ 35
資料4	関係機関との連携をする際に・・・福祉事務所基礎編・・・・ 39

関係機関の制度・支援内容の確認と連携方法等の内容更新

各関係機関で実施されている制度・支援は、見直しがされたり、新しい制度ができたりと年々変化しています。また、各制度のイベント、研修等の日程も年度ごとに計画されます。プログラム策定にあたり、各種制度・支援をまとめましたが、新しい情報でなければ意味がありません。そこで、年1回、各関係機関にその見直しをしてもらい、常に使えるプログラムになるよう内容の確認、更新作業を行います。

確認回数/時期	年1回 / 4月
確認依頼関係機関	子ども教育支援課・学校支援課・特別支援教育課・青少年サポート課・次世代育成課・子ども家庭課・児童相談所・青少年センター・雇用対策課・健康増進課・健康危機管理課・高校教育企画課・青少年課・高校教育指導課・財務課・私学振興課等
確認事項	<ul style="list-style-type: none">・ 実際に使用しているプログラムのツール等の内容の修正・ 新制度、支援の情報収集・ 巡回相談や講習会等の年間計画表やパンフレットの収集・ 連携方法や窓口の確認 ※ 別紙プログラム見直し割り振り分担表による
確認方法	生活援護課から各機関に、実際に使用しているプログラムのツール等を示し、修正を依頼する。また、新制度等については、新たに連携の方法や窓口を調整する。
情報の更新	<ul style="list-style-type: none">・ 変更修正したものを生活援護課で取りまとめ、プログラムのツール等の修正更新をおこなう。・ 修正更新されたツール等を各福祉事務所に配付し、必要に応じて新制度等についての、説明を行う。

プログラム見直し割り振り分担表

別紙

ファイル名	様式・ツール番号	項目	割り振り（見直し担当部署）										備考
			子ども教育支援	学校支援課	特別支援教育	次世代育成課	子ども家庭課	児童相談所	青少年センター	雇用対策課	福祉事務所	生活支援課	
1 子どもの育ち支援プログラム													
		プログラム	○	○	○	○	○				○		
	別紙	支援のイメージ図	○	○	○	○	○	○			○	○	
	ツール1	アセスメントシート・支援シート	○	○	○	○	○				○	○	
	ツール2	プログラム参加のお誘いについて											
	ツール3	気づくためのシート	○	○	○	○	○				○	○	
	ツール4	子育てに関するQ&A						○			○	○	健康増進課・健康危機管理課
	ツール5	子育て支援保健サービス一覧				○					○		〃
	ツール6	市町村の保健事業									○		〃
	ツール7	母子保健サービス事業の県と市町村の役割分担									○		〃
	ツール8	事例集	○	○	○	○	○				○	○	
	ツール9	虐待通告受付手順の手引き						○			○	○	
2 高校進学等支援プログラム													
		プログラム	○								○	○	
	ツール1	アセスメントシート	○		○						○	○	
	ツール2	支援スケジュールと支援内容・チェックリスト	○		○						○		教育局財務課、高校教育課
	ツール3	情報収集項目と方法、情報収集の検索キーワード・解説など	○		○	○	○	○			○	○	高校教育課
	ツール4	親子の意向、意欲、認識を知るための話題のポイント	○		○						○	○	
	ツール5	高校進学等支援プログラム参加のお誘い	○		○						○	○	
	ツール6	中学生のみなさんへ	○								○	○	
	ツール7	高等学校等就学費について	○	○							○	○	私学振興課、教育局財務課
	ツール8	高校進学に関するQ&A	○	○							○	○	教育局財務課
	ツール9	私立高校に進学する場合に利用できる主な貸付について									○	○	私学振興課
	ツール10	私立高校に進学する場合の学費対応の実際について											
	参考資料	私立高校修学支援のご案内											
		わたくしたちの生活と進路	○										
		公立高等学校入学者選抜「募集案内」											高校教育課
		公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領											高校教育課
3 高校生支援プログラム													
		プログラム		○							○	○	高校教育課
	ツール1	アセスメントシート		○							○	○	高校教育課
	ツール2	支援スケジュールと支援内容・チェックリスト		○							○		高校教育課
	ツール3	高校生通学定着・継続支援チェックシート		○							○	○	高校教育課
	ツール4	親子の意向、意欲、認識を知るための話題のポイント		○							○	○	高校教育課
	ツール5	卒業後進路フローチャート		○							○	○	高校教育課
	ツール6	高校卒業後の進路の説明資料		○							○	○	高校教育課
	ツール7	高校卒業後の就職・進学にかかるQ&A		○							○	○	高校教育課
	ツール8	就学支援金、奨学給付金、高校生奨学金の概要		○							○	○	教育局財務課

プログラム見直し割り振り分担表

別紙

ファイル名	様式・ツール番号	項目	割り振り（見直し担当部署）										備考	
			子ども教育支	学校支援課	課特別支援教育	次世代育成課	子ども家庭課	児童相談所	青少年センター	雇用対策課	福祉事務所	生活支援課		その他（部署名）
4 中学卒業後の社会生活支援プログラム														
		プログラム		○						○	○	○	○	
	別紙1	支援のイメージ図		○						○	○	○	○	
	ツール1	アセスメントシート		○	○					○		○	○	
	ツール2	支援エコマップシート		○								○	○	
	ツール3	あなたの居場所はどこですか		○						○		○	○	
	ツール4	生活リズム 見直し表		○								○	○	
	ツール5	社会生活能力・生活習慣チェックリスト		○								○	○	
	ツール6	ワークシート 1, 2		○								○	○	
	ツール7	意思決定支援シート		○								○	○	
	ツール8	制度上の留意点Q&A		○			○			○	○	○	○	
	ツール9	ふりかえりシート		○						○		○	○	
	資料1	高校を中途退学したあなたへ		○						△				高校教育課
	資料2	進路情報説明会・不登校相談会	○							○				
	資料3	県立青少年センター青少年サポート課実施事業一覧								○				
	資料4	かながわ若者就職支援センター									○			H26.4
	資料5	若者のための働き方相談									○			H26.4
	資料6	神奈川県央地域若者サポートステーション、神奈川県西部地域若者サポートステーション												青少年課
5 関係機関との連携構築支援プログラム														
		プログラム	○	○							○	○	○	青少年課
	ツール1	関係機関の制度・支援内容の確認と連携方法等の内容更新 別紙 プログラム割り振り分担表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	青少年課
	ツール2	公立学校と福祉事務所の連携（窓口）について 参考 管内教育事務所・教育委員会・福祉事務所 一覧	○	○	○							○	○	
	ツール3	子ども支援員ちらし	○	○								○	○	
	ツール4	子ども支援員ちらし関係機関用	○	○								○	○	
	ツール5	モデル事業リーフレット										○	○	
	資料1	関係先組織図	○	○	○		○	○	○	○	○			青少年課
	資料2	関係機関の役割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	青少年課
	資料3	保健福祉事務所別関係機関連絡先	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	資料4	関係機関との連携をする際に	○	○							○	○	○	青少年課
6 学習支援等居場所づくり企画支援プログラム														
		プログラム	○									○	○	
		具体的な企画をするにあたっての留意点										○	○	
	ツール1	学習支援事業A 実施要領	○									○	○	
	ツール2	学習支援事業B 実施要領	○									○	○	
	ツール3	学習支援事業C 実施要領	○									○	○	高校教育課
	資料1	<参考>委託契約書ひな型												

①見直し項目で、担当している箇所の担当課欄に○を付けてください。

②その他該当する課があれば、「その他」欄に記入してください。

③修正、加筆等は直接プログラムに赤字で記入してください。

④資料等で内容が更新されているものは、見直したプログラムと一緒に提出していただくとともに、備考欄に更新時期等を記入してください。

公立学校と福祉事務所の連携（窓口）について

～これまで学校と福祉事務所が連携し、状況改善を図ることができた事例があります～

学校を休みがちで成績も下がり気味の生徒に担任が面接をおこなった

学校による本人との面接のなかで、親が失業により収入が途絶え、生活保護受給中であることが判明。本人は、経済的事情を理由に進学をあきらめていた。担任の助言で福祉事務所ケースワーカーと相談。就学資金の貸付制度等を活用して進学できることがわかり、本人も意欲をもって学習をはじめた。

学校を休みがちであった子どもの家庭訪問を担当したところ、両親が離婚していた

母親が夕方から夜にかけて仕事をしていることがわかった。そのため、朝の子どもの送り出しができなくなっていた。母親は生活困窮と精神的疲労を訴えたため、学校から福祉事務所に連絡があり、生活保護受給につながった。

子どもたちの着衣が汚れ、朝食を食べて来ない日も多かった

学校が母親と面談したところ、父親が失業しており、母親のパート収入だけでは生活が苦しく、家賃滞納により家主からアパートの退去を言い渡されていることがわかった。福祉事務所に相談し、生活保護受給につながった。

非行傾向のある子どもと、高校進学をあきらめている保護者

ケースワーカーが学校に連絡したところ、学校も保護者の非協力的な態度に困っていた。ケースワーカーは保護者を説得し、子どもの進路支援を学校と協力の上行うことを了解してもらい、子どもの意向にそった進路が決まった。

外国籍の保護者で日本語の理解が乏しい母子。高校進学が厳しかった

母子は、受検制度についてあまり理解していなかったため、子ども支援員が中学校と連絡をとり、三者面談や高校の学校説明会に同行。また入試書類手続きなども中学、高校、教育委員会に問い合わせながら支援し、無事、県立高校に進学が決まった。

連絡方法について～窓口の一本化～

学校、福祉事務所が互いにスムーズに連絡でき、連携のとれた支援が円滑にすすめられるよう窓口、連絡方法を一本化しました。

(1) 福祉事務所から学校への連絡（初回）

学校と福祉事務所がはじめて関わりをもつ子どもについて、学校に連絡する場合の、窓口は教頭（副校長）で、学校代表番号へ、連絡をします。

(2) 学校から福祉事務所への連絡（初回）

○ 生活保護世帯であるとわかっている場合は、査察指導員宛にご連絡ください。

市にお住まいの世帯 → 各市の福祉事務所

政令市（横浜市・川崎市・相模原市）にお住まいの世帯 → 各区の福祉事務所

町村にお住まいの世帯 → 各県保健福祉事務所 生活福祉課

* 鎌倉保健福祉事務所のみ保健福祉課

詳細連絡先は、
（参考：管内福祉事務所等一覧）をご覧ください。

○ 生活保護世帯には、担当ケースワーカー（以後、CW）がいます。地区担当制をとっており、受給者の住所により決められています。すでにCWと連絡をとられている場合には、直接担当CWへ連絡してください。

※ 生活保護を現在受給していない世帯の場合のご相談も、お住まいの場所に応じて上記の福祉事務所にご連絡ください。

※ 電話でも、制度の概要等の説明や相談等ができますが、生活保護を受給できるかどうかについては、世帯主との面接が必要です。

県教育事務所配置のスクールソーシャルワーカーと連絡をとるには

(1) スクールソーシャルワーカー（以後、SSW）とは

○ SSWは、教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく役割があります。

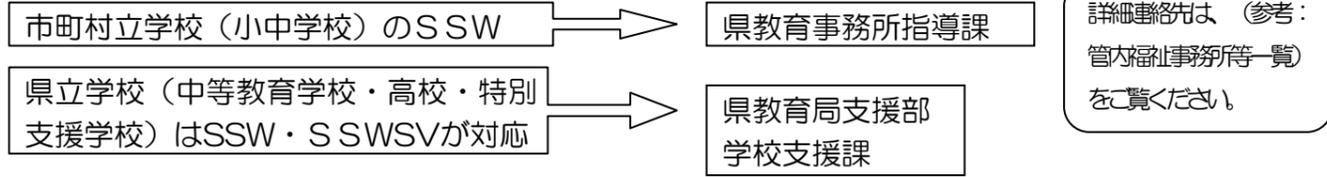
○ 各学校からSSWへの相談がある場合は、各学校の校長の決裁をとり、市町村立学校は当該の教育委員会に県教育委員会教育局支援部学校支援課に依頼します。

よい

○ 県立学校のSSWと連絡を取る場合は、各地区の拠点校に依頼します。各地区の拠点校については、県教育委員会教育局支援部学校支援課にお問い合わせください。

○ SSWは、非常勤職員のため、勤務日、時間に制限があります。SSWが不在の場合は、担当指導主事が対応します。

(2) 福祉事務所からスクールソーシャルワーカーへの連絡



県保健福祉事務所配置の子ども支援員と連絡をとるには

(1) 子ども支援員とは

- 子ども支援員は、生活保護世帯等の子ども全てを支援対象としています。一人ひとりの状況を把握し、子どもの健全育成上の課題の分析・アセスメントを行い、支援を必要とする課題がある場合には、CW、関係機関等と連携・協働し、各プログラムを活用しながら支援を行います。
- 子どもの進学や学校生活について、生活保護の制度を対象世帯や関係機関に説明し、理解を求め、将来、自立した社会生活が送れるよう支援します。
- 子ども支援員は、県保健福祉事務所生活福祉課（*鎌倉保健福祉事務所のみ保健福祉課）に各1名の配置となっていますので、CWのような地区担当制はなく、福祉事務所全体の子どもを支援対象としています。（現時点では、県保健福祉事務所～町村部管轄～のみに配置）

(2) 学校から子ども支援員への連絡

- 直接、子ども支援員あてに連絡を入れてください。
- ただし、子ども支援員は非常勤職員のため、週3日勤務となっており、また家庭訪問等出張していることも多いため、不在の際は、CWまたは査察指導員が対応します。

(3) 県内子ども支援員配置状況 平成25年4月1日現在

配置自治体	名称	状況
横浜市	教育支援専門員	各区に1名
横須賀市	子ども支援員	1名
小田原市	自立支援員	1名
県保健福祉事務所（町村管轄）	子ども支援員	各事務所に1名

※小田原保健福祉事務所については、平成25年度から2名配置。

職種別業務内容

機関名	窓口となる人	職種	業務内容
県教育事務所	○	指導主事	学校における教育課程、学習指導等、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を行う。
		スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく。
市町村教育委員会	○	指導主事	学校における教育課程、学習指導等、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を行う。
学 校	○	副校長	校長を助け、命を受けて公務をつかさどり、校長に事故があるときには、その職務を代行する。
	○	教頭	校長を助け、公務を整理し、校長及び副校長に事故があるときには、その職務を代行する。
		教育相談コーディネーター	教育相談についての専門性を身につけ、学校における教育相談業務の連絡役・牽引役となる教員。
		スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく。
		スクールカウンセラー	児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家としてカウンセリング等の支援を行う。
福祉事務所	○	査察指導員	ケースワーカーの行う業務のスーパーバイザー。
		ケースワーカー	生活保護世帯へ家庭訪問等により相談援助を行い、関係機関と連携し、自立を支援する。保護費の認定も行う。
		子ども支援員	ケースワーカーとともに生活保護世帯の子どもとその親に対して、家庭訪問や関係機関への訪問を通じて、養育・教育支援等を行う。
		母子自立支援員	母子、ひとり親相談、母子寡婦福祉資金（修学資金等）の貸付業務等を行う。
		女性相談員	DV相談等を行う。保健福祉事務所では、母子自立支援員も兼ねている。
		就労支援員	福祉事務所において、生活保護受給者の就労支援を専門に行う。

		県教育事務所	市町村教育委員会	福祉事務所 ※『』は町村担当課
	鎌倉市	☆【湘南三浦教育事務所】 〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎5階 【電話】0466-26-2111	【鎌倉市教育委員会】 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 【電話】0467-23-3000	【鎌倉市生活福祉課】 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 【電話】0467-61-3973
	藤沢市		【藤沢市教育委員会】 〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 【電話】0466-25-1111	【藤沢市生活援護課】 〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 【電話】0466-50-3572
	茅ヶ崎市		【茅ヶ崎市教育委員会】 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 【電話】0467-82-1111	◎【茅ヶ崎市生活支援課】 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 【電話】0467-82-1111
	逗子市		【逗子市教育委員会】 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 【電話】046-873-1111	【逗子市社会福祉課】 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 【電話】046-872-8113
	三浦市		【三浦市教育委員会】 〒238-0235 三浦市城山町6-9 【電話】046-882-1111	【三浦市福祉課】 〒238-0298 三浦市城山町6-6 【電話】046-882-1111
三浦郡	葉山町		【葉山町教育委員会】 〒240-0112 葉山町堀内2050-9 【電話】046-876-1111	◎【鎌倉保健福祉事務所】 〒248-0014 鎌倉市由比ヶ浜2-16-13 【電話】0467-24-3900
				『葉山町役場 福祉課』 〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135 『電話』046-876-1111
高座郡	寒川町		【寒川町教育委員会】 〒253-0196 高座郡寒川町宮山165 【電話】0467-74-1111	◎【茅ヶ崎保健福祉事務所】 〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 【電話】0467-85-1171
		『寒川町役場 福祉課』 〒253-0196 高座郡寒川町宮山165 『電話』0467-74-1111		

☆スクールソーシャルワーカー配置

◎子ども支援員等配置
*自治体により、名称が違います。
ツール4参照

		県教育事務所	市町村教育委員会	福祉事務所 ※『』は町村担当課
	厚木市	☆【県央教育事務所】 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 厚木合同庁舎分庁舎内 【電話】046-296-7545	【厚木市教育委員会】 〒243-8511 厚木市中町3-17-17第2庁舎 【電話】046-225-2660	【厚木市生活福祉課】 〒243-8511 厚木市中町3-17-17第2庁舎 【電話】046-225-2213
	大和市		【大和市教育委員会】 〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1 【電話】046-260-5210	【大和市生活援護課】 〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1 【電話】046-260-5615
	海老名市		【海老名市教育委員会】 〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 【電話】046-235-4916	【海老名市福祉総務課】 〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 【電話】046-235-4821
	座間市		【座間市教育委員会】 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 【電話】046-252-8732	【座間市生活援護課】 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 【電話】046-252-7125
	綾瀬市		【綾瀬市教育委員会】 〒252-1192 綾瀬市早川550 【電話】0467-70-5660	【綾瀬市福祉総務課】 〒252-1192 綾瀬市早川550 【電話】0467-70-5614
愛甲郡	愛川町	☆【中教育事務所】 〒254-0073 平塚市西八幡1丁目3-1 平塚合同庁舎内5F 【電話】0463-22-2711	【愛川町教育委員会】 〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1 【電話】046-285-2111	◎【厚木保健福祉事務所】 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 【電話】046-224-1111
	清川村		【清川村教育委員会】 〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 【電話】046-288-1215	『愛川町役場 福祉支援課』 〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1 『電話』046-285-2111 『清川村役場 保健福祉課』 〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 『電話』046-288-1211
	平塚市	☆【中教育事務所】 〒254-0073 平塚市西八幡1丁目3-1 平塚合同庁舎内5F 【電話】0463-22-2711	【平塚市教育委員会】 〒254-8686 平塚市豊原町2-21 【電話】0463-35-8120	【平塚市福祉総務課】 〒254-8686 平塚市浅間町9-1 【電話】0463-23-1111
	秦野市		【秦野市教育委員会】 〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 【電話】0463-82-5111	◎【秦野市生活福祉課】 〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 【電話】0463-82-7393
	伊勢原市		【伊勢原市教育委員会】 〒259-1188 伊勢原市田中348 【電話】0463-94-4711	【伊勢原市生活福祉課】 〒259-1188 伊勢原市田中348 【電話】0463-94-4711
中郡	大磯町		【大磯町教育委員会】 〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 【電話】0463-61-4100	◎【平塚保健福祉事務所】 〒254-0051 平塚市豊原町6-21 【電話】0463-32-0130
	二宮町		【二宮町教育委員会】 〒259-0196 中郡二宮町二宮961 【電話】0463-71-3311	『大磯町役場 福祉課』 〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 『電話』0463-61-4100 『二宮町役場 福祉課』 〒259-0196 中郡二宮町二宮961 『電話』0463-71-3311

		県教育事務所	市町村教育委員会	福祉事務所 ※『』は町村担当課
南足柄市			【南足柄市教育委員会】 〒250-0192 南足柄市関本440 【電話】0465-73-8037	【南足柄市福祉課】 〒250-0192 南足柄市関本440 【電話】0465-73-8022
足柄上郡	中井町	☆【県西教育事務所足柄上指導課】 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 足柄上合同庁舎第2別館2F 【電話】0465-83-5111	【中井町教育委員会】 〒259-0197 足柄上郡中井町比奈窪56 【電話】0465-81-3906	◎【小田原保健福祉事務所足柄上センター】 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 【電話】0465-83-5111
	大井町		【大井町教育委員会】 〒258-8501 足柄上郡大井町金子1995 【電話】0465-85-5015	『中井町役場 福祉課』 〒259-0197 足柄上郡中井町比奈窪56 保健福祉センター内 『電話』0465-81-1111
	松田町		【松田町教育委員会】 〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037 【電話】0465-83-7023	『大町役場 介護福祉課』 〒258-8501 足柄上郡大井町金子1995 『電話』0465-83-1311 『松田町役場 健康福祉課』 〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037
足柄上郡	山北町	☆【県西教育事務所足柄上指導課】 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 足柄上合同庁舎第2別館2F 【電話】0465-83-5111	【山北町教育委員会】 〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4 【電話】0465-75-3648	『山北町役場 福祉課』 〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4 『電話』0465-75-1122
	開成町		【開成町教育委員会】 〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773 【電話】0465-82-5221	『開成町役場 福祉課』 〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773 『電話』0465-83-2331
小田原市			【小田原市教育委員会】 〒250-8555 小田原市荻窪300 【電話】0465-33-1684	◎【小田原市福祉政策課】 〒250-8555 小田原市荻窪300 【電話】0465-33-1463
足柄下郡	箱根町	☆【県西教育事務所】 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎3階 【電話】0465-32-8000	【箱根町教育委員会】 〒250-0311 足柄下郡箱根町湯本266 【電話】0460-85-7600	◎【小田原保健福祉事務所】 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 【電話】0465-32-8000
	真鶴町		【真鶴町教育委員会】 〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩172-8 【電話】0465-68-1131	『箱根町役場 健康福祉課』 〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本256 『電話』0460-85-7790 『真鶴町役場 健康福祉課』 〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩244-1 『電話』0465-68-1131
	湯河原町		【湯河原町教育委員会】 〒259-0301 足柄下郡湯河原町中央2-21-3 【電話】0465-62-1100	『湯河原町役場 福祉課』 〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央2-2-1 『電話』0465-63-2111

横浜市		
	横浜市教育事務所	福祉保健センター（福祉事務所）□
鶴見区	【東部学校教育事務所】 〒220-0022 西区花咲町6-145 横浜花咲ビル4階 【電話】045-411-0608	◎【鶴見区保護課保護係】 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1 【電話】045-510-1782
神奈川区		◎【神奈川区保護課保護係】 〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8 【電話】045-411-7105
西区		◎【西区保護課保護係】 〒220-0051 西区中央1-5-10 【電話】045-320-8408
中区		◎【中区保護課保護係】 〒231-0021 中区日本大通35 【電話】045-224-8241
南区		◎【南区保護課保護係】 〒232-0018 南区花之木町3-48-1 【電話】045-743-8204
保土ヶ谷区	【西部学校教育事務所】 〒240-0044 保土ヶ谷区仏向町845-2 特別支援教育総合センター 2階 【電話】045-336-3743	◎【保土ヶ谷区保護課保護係】 〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9 【電話】045-334-6314
旭区		◎【旭区保護課保護係】 〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12 【電話】045-954-6104
泉区		◎【泉区保護課保護係】 〒245-0016 泉区和泉区4636-2 【電話】045-800-2400
瀬谷区		◎【瀬谷区保護課保護係】 〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190 【電話】045-367-5705

	横浜市教育事務所	福祉保健センター（福祉事務所） □
港南区	【南部学校教育事務所】 〒233-0002 港南区上大岡西1-13-8 三井生命上大岡ビル4階 【電話】 045-843-6408	◎ 【港南区保護課保護係】 〒233-0004 港南区港南中央通10-1 【電話】 045-847-8404
磯子区		◎ 【磯子区保護課保護係】 〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 【電話】 045-750-2405
金沢区		◎ 【金沢区保護課保護係】 〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1 【電話】 045-788-7814
戸塚区		◎ 【戸塚区保護課保護係】 〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17 【電話】 045-866-8431
栄区		◎ 【栄区保護課保護係】 〒247-0005 栄区桂町303-19 【電話】 045-894-8400
港北区	【北部学校教育事務所】 〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央40-3 グランクレールセンター 南1階 【電話】 045-944-5978	◎ 【港北区保護課保護係】 〒222-0032 港北区大豆戸町26-1 【電話】 045-540-2329
緑区		◎ 【緑区保護課保護係】 〒226-0013 緑区寺山町118 【電話】 045-930-2318
青葉区		◎ 【青葉区保護課保護係】 〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4 【電話】 045-978-2446
都筑区		◎ 【都筑区保護課保護係】 〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1 【電話】 045-948-2311

川崎市 / 相模原市 / 横須賀市 福祉事務所 一覧

(参考)

川 崎 市		
川崎区	【川崎区役所 保護課】 〒210-8570 川崎区東田町8 (川崎区役所内) 【電話】044-201-3255	
	【大師地区健康福祉ステーション】 〒210-0812 川崎区東門前2-1-1 (大師支所内) 【電話】044-271-0149	
	【田島地区健康保健ステーション】 〒210-0852 川崎区鋼管通2-3-7 (田島支所内) 【電話】044-322-1982	
幸区	【幸区役所 保護課】 〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1 【電話】044-556-6652	
中原区	【中原区 保護課】 〒211-8570 中原区小杉町3-245 【電話】044-744-3300	
高津区	【高津区 保護課】 〒213-8570 高津区下作延2-8-1 【電話】044-861-3240	
宮前区	【宮前区 保護課】 〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5 【電話】044-856-3234	
多摩区	【多摩区 保護課】 〒214-8570 多摩区登戸1775-1 【電話】044-935-3254	
麻生区	【麻生区 保護課】 〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1 【電話】044-965-5145	
相 模 原 市		
緑区	【緑福祉事務所 緑生活支援課】 〒252-5177 緑区橋本5-3-21緑区合同庁舎3F 【電話】042-775-8809	城山・津久井・相模湖・藤野地区を除く緑区
	【緑福祉事務所 緑生活支援課 (保護第3班)】 〒252-5172 緑区中野633 津久井総合事務所本館3階 【電話】042-780-1407	城山・津久井・相模湖・藤野地区
中央区	【中央福祉事務所 中央第2生活支援課】 〒252-5277 中央区富士見6-1-20 あじさい会館5階 【電話】042-707-7056	
南区	【南福祉事務所 南生活支援課】 〒252-0303 南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階 【電話】042-701-7720	
横 須 賀 市		
横須賀市	◎【生活福祉課】 〒238-8550 横須賀市小川町11 【電話】046-822-8260	

かながわけん
神奈川県では、これまでのような
けいざいてき しえん
経済的な支援だけではなく、お子さんの
けんぜん いくせい せっきよくてき そしきてき しえん
健全な育成に積極的・組織的に支援
するために、『神奈川県生活保護・子
ども支援推進事業』をじっし
実施していま
す。子ども支援員は、この事業をすす
めていくためにはいち
配置されたせいかつほご
生活保護
せたい おこ おやご
世帯のお子さんや親御さんをケースワ
ーカーとともにしえん
支援するスタッフで
す。

どんな人なの？

けんほけんふくしじむしょ ぜん6かしょ
県保健福祉事務所（全6箇所）に

はいち
配置されています。

どこにいるの？



しえんいん
あなたの支援員は、



です。

平塚保健福祉事務所

大磯町・二宮町 TEL0463(32)0130

鎌倉保健福祉事務所

葉山町 TEL0467(24)3900

小田原保健福祉事務所

箱根町・真鶴町 TEL0465(32)8000
湯河原町

茅ヶ崎保健福祉事務所

寒川町 TEL0467(85)1171

厚木保健福祉事務所

愛川町・清川村 TEL046(224)1111

小田原保健福祉事務所 足柄上センター

中井町・大井町 TEL0465(83)5111
松田町・山北町・開成町



子ども支援員

せいかつほごせたい こ
～生活保護世帯のお子さんを支援します！

おやご おうえん
親御さんを応援します！～

お子さんの日常生活での悩み事

こそだて きょういく こま
子育てや教育で困っていること

しんがく がっこうせいかつ しょうらい
進学のこと 学校生活のこと 将来のこと
など

*ケースワーカーと一緒に、福祉事務所や家庭

ほうもん そうだん
訪問で相談にのります。

かんけいきかん ほうもん なやみごと かいけつ てつだ
* 関係機関を訪問して悩み事を解決するお手伝

ひつよう じょうほう つた こ べんきょう
い、必要な情報を伝える、お子さんに勉強す

きかい しえん
る機会をつくるなどの支援をします。



生活保護受給世帯のお子さんを支援します！親御さんを応援します！



子ども支援員+ケースワーカー

こんなとき・・・

子育てに不安が・・・
最近、学校を休みがち
友達とけんかばかり

高校へは行ったほうがいいのかなあ
受験って、手続きが大変・・・
高校に行くのに学費はどうしよう

学校辞めたいなあ
アルバイトしたいんだけど・・・
卒業後、何をしたらいいんだろう

もう一度、勉強したい
学校辞めたら居場所がないな・・・
何をしたいのかわからない・・・

子どもの育ち支援プログラム

0歳から高校生年齢までのお子さんとその親御さんを対象に、日常生活・養育・教育等の支援をおこないます。

高校進学等支援プログラム

中学生のお子さんとその親御さんを対象に、高校進学に向けて学校・各種貸付制度等の情報提供や生活保護上の取り扱いの疑問に答え、学習支援等をおこない、安心して受験できるよう、学校と連携した支援をします。

高校生支援プログラム

高校生とその親御さんを対象に、充実した高校生活を送れるよう相談にのったり、卒業後の進路や将来への希望がもてるよう助言するなどの支援をします。

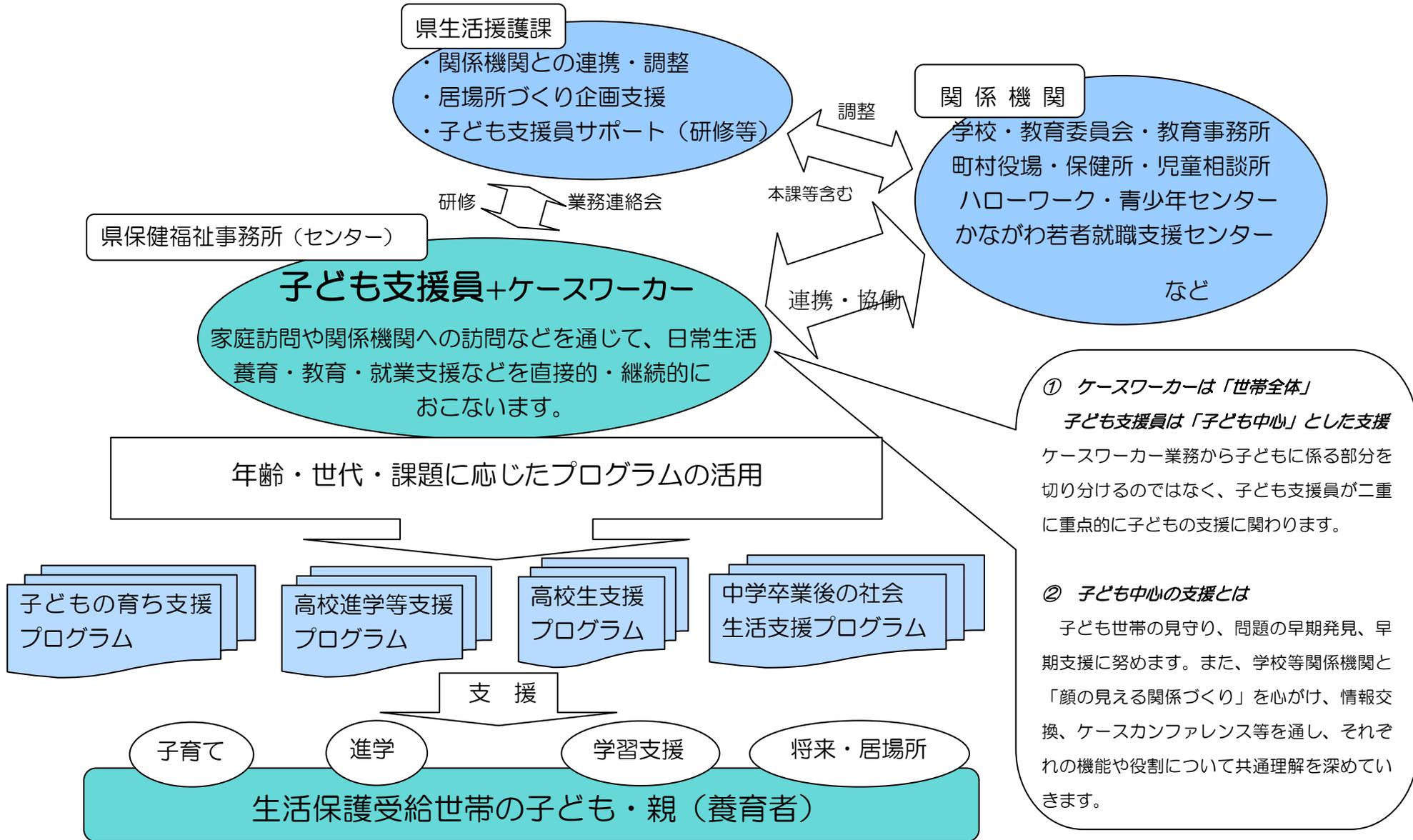
中学卒業後の社会生活支援プログラム

進学しないで、就職を考えているお子さんやさまざまな事情で中途退学したお子さんとその親御さんを対象に、将来への希望がもてるよう支援します。



神奈川県子ども支援員について

—生活保護世帯の子どもや親（養育者）を支援します—



県内の生活保護世帯の子ども支援にかかる職員の配置状況

神奈川県
平成22年4月より保健福祉事務所(平塚・鎌倉・小田原・茅ヶ崎・厚木・小田原足柄上センター)に「生活保護・子ども支援員」を配置した。家庭訪問や個別相談など寄り添い型の支援を行っている。

座間市
平成28年4月より子ども健全支援員を配置している。

秦野市
平成25年5月より「生活相談員」を配置した。

横浜市
平成24年4月より7福祉保健センターに「教育支援専門員」を1名配置した。25年度から、全区に専門員を配置。特に、中学生・高校生の生活支援を中心に活動している。

茅ヶ崎市
平成25年4月より「子ども支援相談員」を配置した。

横須賀市
平成24年4月より「子ども支援員」を配置した。

小田原市
平成24年9月より「自立支援員」を配置。被保護世帯のうち、不登校等の学校生活に支障がある者及び40歳未満の不就労者に対して、専門性のある家庭訪問、支援団体との連携を図ることにより、社会や他人との接点を見出せる機会を創出すると

藤沢市
平成26年4月より「生活保護・子ども支援員」を配置した。



神奈川県では、生活保護制度による経済的な支援だけでなく、お子さんが夢や希望を持ち、将来に向けて、健全な成長がはかれるよう、さまざまな支援を行う『子どもすてっぴサポート（神奈川県生活困窮世帯子どもの健全育成事業）』を実施しています。

7-19

「神奈川県生活困窮世帯子どもの健全育成事業」

及びこのリーフレットに関しての

お問い合わせは

神奈川県保健福祉局福祉部

生活支援課 Tel.045(210)1111



*生活保護に関するご相談は、対象となるお子さん又は親御さんのお住まいになっている地域の福祉事務所となります。

神奈川県内の福祉事務所一覧 H26.4現在

福祉事務所		電話
横須賀市生活福祉課		046(822)8260
平塚市生活福祉課		0463(23)1111
鎌倉市生活福祉課		0467(61)3973
藤沢市生活支援課		0466(50)3572
小田原市福祉総務課		0465(33)1463
茅ヶ崎市生活支援課		0467(82)1111
逗子市社会福祉課		046(872)8113
三浦市福祉課		046(882)1111
秦野市生活福祉課		0463(82)7393
厚木市生活福祉課		046(225)2211
大和市生活支援課		046(260)5615
伊勢原市生活福祉課		0463(94)4711
海老名市福祉総務課		046(235)4821
座間市生活支援課		046(252)7125
南足柄市福祉課		0465(73)8022
綾瀬市福祉総務課		0467(70)5614
平塚保健福祉事務所生活福祉課	大磯町・二宮町	0463(32)0130
鎌倉保健福祉事務所保健福祉課	葉山町	0467(24)3900
小田原保健福祉事務所生活福祉課	箱根町・真鶴町 湯河原町	0465(32)8000
茅ヶ崎保健福祉事務所生活福祉課	寒川町	0467(85)1171
厚木保健福祉事務所生活福祉課	愛川町・清川村	046(224)1111
小田原保健福祉事務所足柄上センター生活福祉課	中井町・大井町 松田町・山北町 開成町	0465(83)5111
横浜市にお住まいの方	各区の福祉保健センター	
川崎市にお住まいの方	各区の保健福祉センター又は 地区健康福祉ステーション	
相模原市にお住まいの方	各区の福祉事務所	



夢と希望を かなえるために

子ども すてっぴサポート

生活保護世帯等のお子さんを支援、
親御さんを応援します

神奈川県生活困窮世帯子どもの健全育成事業



子どもに寄り添う 専門的な支援

子ども専門の支援員

生活保護制度と子育てについての専門的知識を持つ「支援員」を保健福祉事務所に配置し、家庭訪問や個別相談など寄り添い型の支援を行います。

家庭訪問

電話相談

来所面接

連絡調整・

日常生活支援

教育支援

子育て支援

就職支援

情報提供・



学びの場や、 安心できる居場所づくり

学習支援・居場所づくり

学生ボランティア等のサポートを受け、学びの場や安心して過ごせる居場所づくりを進めています。



学習支援

居場所

進路相談



子育ての悩みから 進学相談まで幅広い支援

担当ケースワーカーがお子さんの成長段階に応じて支援できるよう、進路情報や支援をするためのポイントを集めたシート等の支援ツールを開発。子育ての悩みから進学・進路相談まで幅広く応援します。



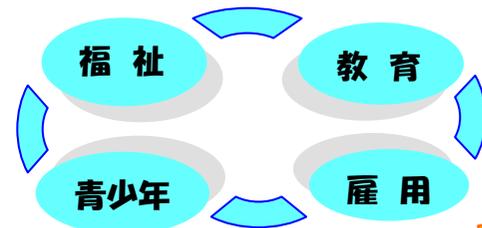
個別相談・支援ツール

～子どもの健全育成プログラムを策定～



子育て・教育・雇用など庁内横断の推進会議を設置し、担当部局や機関の垣根を越えて、みんなで支えていく体制づくりを進めています。

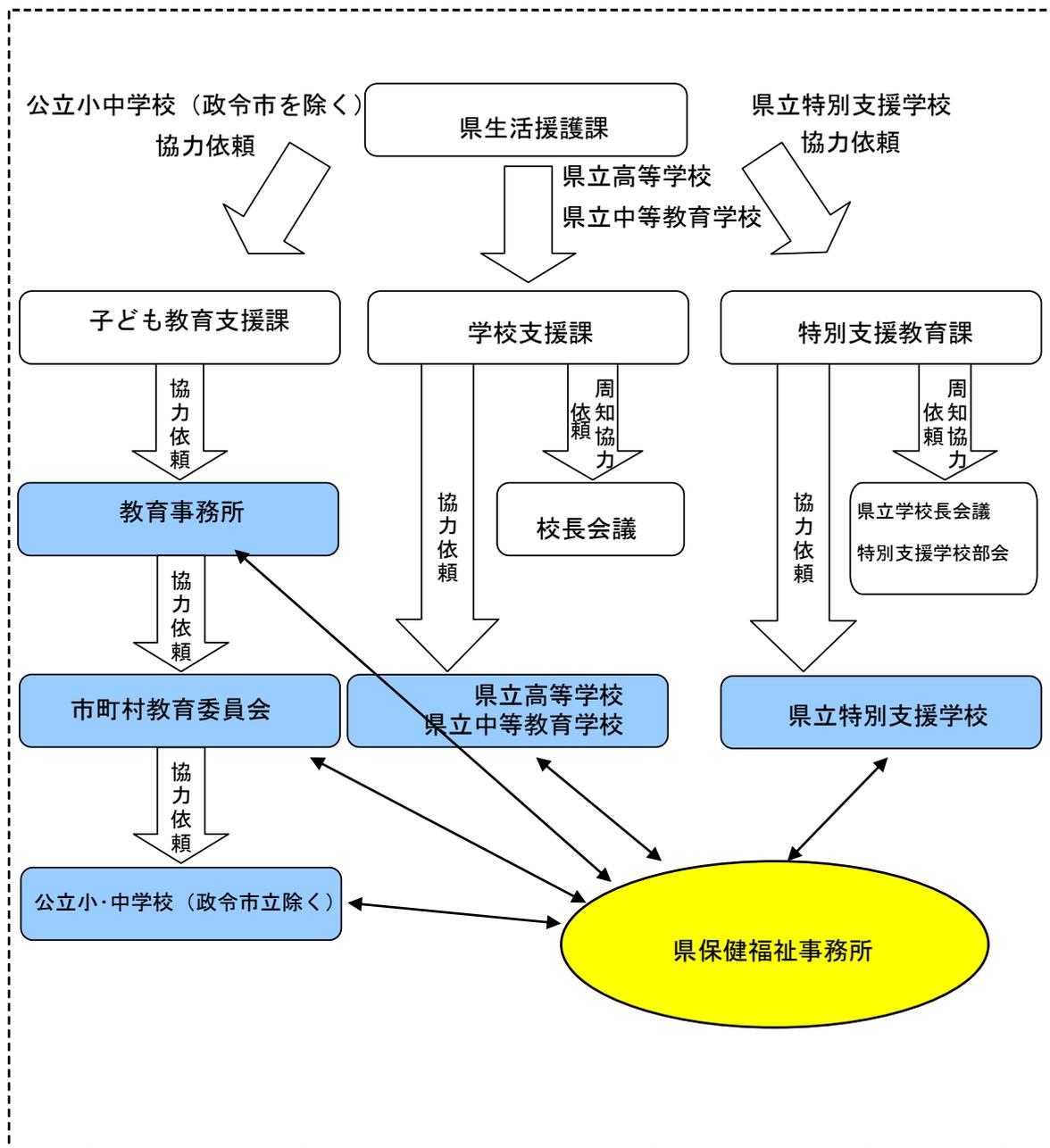
連携基盤づくり



学校等の関係機関と協力し、 みんなで支える仕組みづくり

関係先組織図

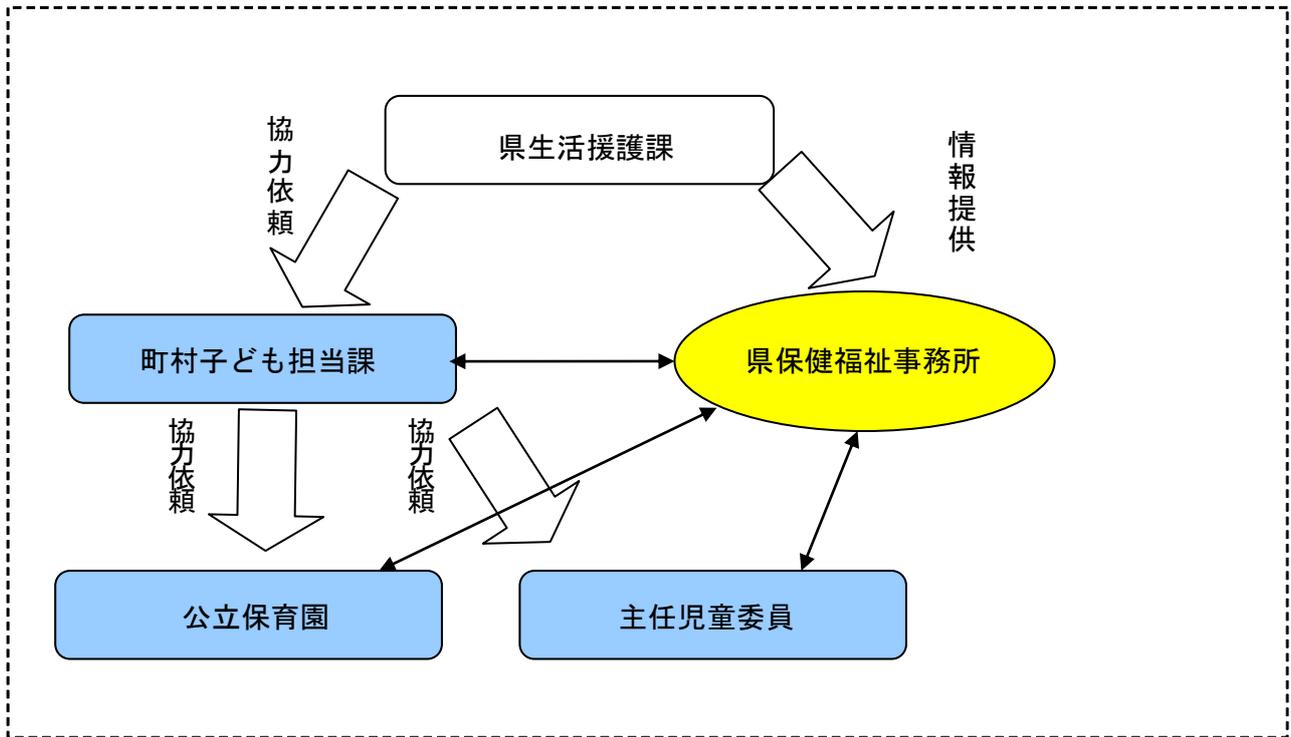
教育関係



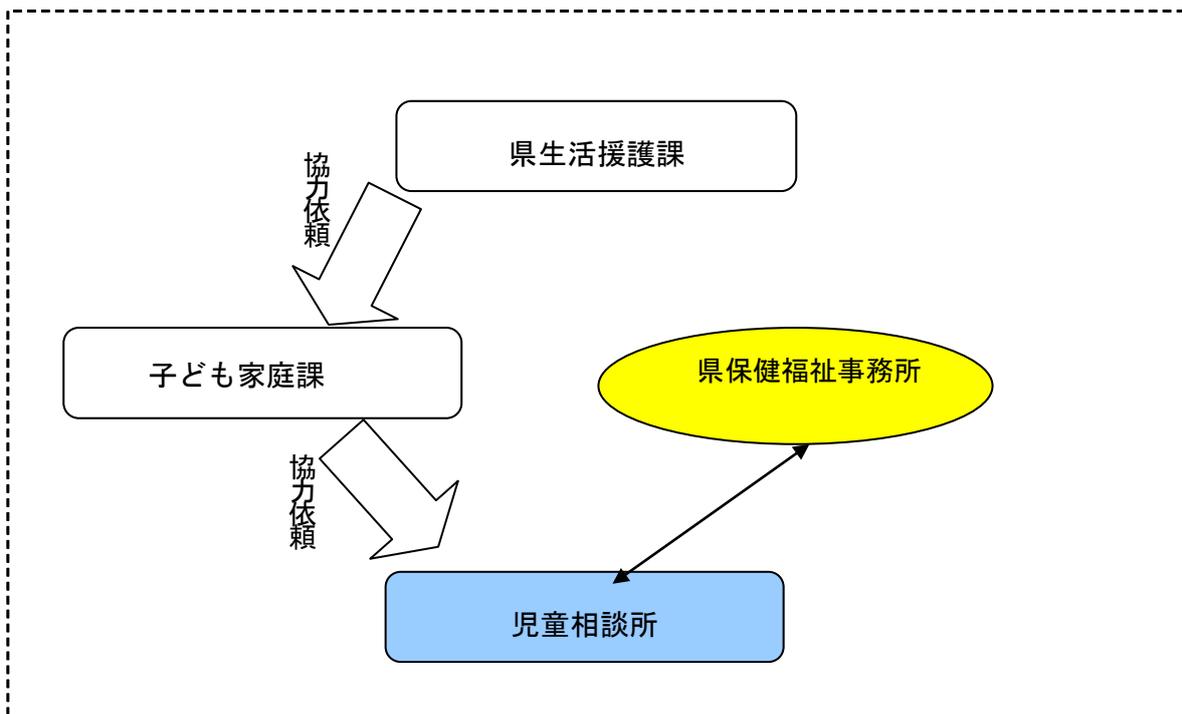
➡ 組織的な周知・協力依頼をするときの流れ

↔ 担当者レベルのやりとり、連携

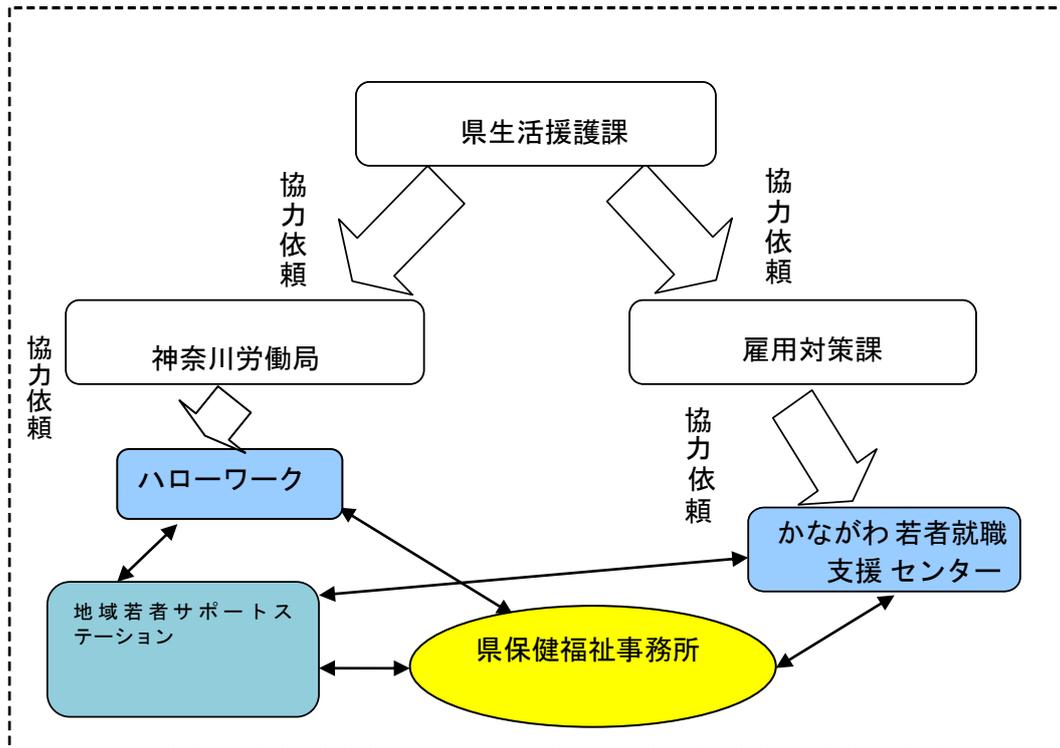
町村関係



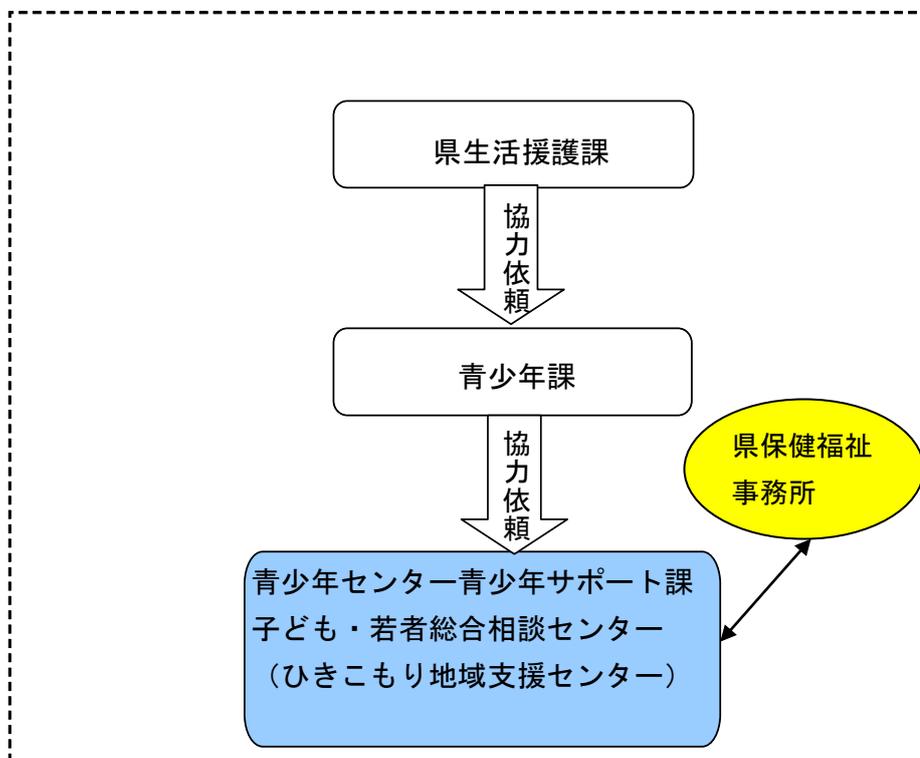
児童相談所



雇用関係



県立青少年センター



関係機関の役割等

市役所・町村役場関係

子ども担当課

名称は「子育て支援課」や「福祉課」等各市町村により異なります。生活保護担当課とは別の課となっている市町村も多く見受けられます。児童福祉法により、「児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと」と規定され、子どもや母子家庭に関する相談に応じ、必要な手続き、支援を行っています。

《主な制度・支援》

児童扶養手当・特別児童扶養手当・児童手当の申請手続き・保育所入所手続き・ひとり親医療申請手続き・要保護児童対策地域協議会開催等

児童手当

中学校修了前（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの児童を養育している父または母に支給。申請した日の属する月の翌月分から支給対象となります。児童養護施設等の入所施設に入所している子どもについては、直接施設に支給されます。（詳細は、社会保障の手引き～児童の福祉）

児童扶養手当

父母の離婚などで、父母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）を監護している父母あるいは養育者に支給されます。所得が一定の額を超える場合には、手当の一部または全額が支給制限されます。申請した日の属する月の翌月分より支給対象となります。（詳細は、社会保障の手引き～母子及び寡婦の福祉）

特別児童扶養手当

20歳未満の政令に定める程度の障害児を監護する父若しくは母又は父母に代わって、児童を養育している者に支給されます。所得制限があります。（詳細は、社会保障の手引き～障害者の保健福祉）

ひとり親家庭等医療費助成制度

母子・父子家庭の母、父等と児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までにある児童、20歳未満の障害者〈身体障害者手帳1級～3級及び4級の一部〉または、20歳未満で高等学校に相当する学校に在学する者）が医療機関で受診したときに支払うべき健康保険の自己負担を公費で助成する制度です。（児童扶養手当支給の所得制限内）生活保護法優先。
（詳細は、医療扶助の手引き～他法他施策の活用Ⅶ-14）

小児医療費助成制度

小児にかかる通院、入院の医療費に対して、医療保険等の自己負担分を助成する制度です。所得制限があり、市町村により、所得制限の内容、対象年齢が異なります。生活保護法優先。（詳細は、医療扶助の手引き～他法他施策の活用Ⅶ-13）

ファミリー・サポート・センター

育児の手助けができる人（提供会員）と、育児の手助けが必要な人（依頼会員）からの依頼に応じて、育児の手助け（援助活動）ができる提供会員を紹介します。冠婚葬祭時、保護者等の病気や急用時に子どもを預かる等の支援で、1時間単位で有料での利用となります。

地域子育て支援拠点施設

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応するため、市町村では、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点施設の設置を推進しています。子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、地域の子育て支援関連情報の提供、講習等を実施するなど、地域で子育てを支える支援拠点施設です。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童およびその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものです。対象は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）、特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認めら

れる妊婦)で、虐待を受けた児童・生徒に限らず、非行をしている児童・生徒なども含まれます。協議会には、児童相談所、民生・児童委員、学校、保健センターなどが集まり、必要に応じて生活保護ケースワーカー、子ども支援員にも声がかかります。

保健センター

母子保健法に基づいた母子保健事業を実施。3歳児健康診査といった「健康診査」、育児教室といった「知識の普及啓発」、妊産婦訪問といった「家庭訪問」事業があります。市町村ではこのような、住民に身近で頻度の高い母子保健サービスから生涯を通じた健康づくりを行っています。

同様な機関として、県保健福祉事務所での保健福祉課で実施している母子保健事業もありますが、こちらは専門的な相談・指導や広域的な立場から保健・医療・福祉に関する事業の企画調整、情報提供を行っています。

《主な制度・支援》

母子健康手帳の交付・母親（父親）教室・妊産婦訪問指導・新生児訪問指導・3～4ヶ月健診・乳幼児健診・1歳6ヶ月健診・3歳児健診・歯科検診・歯科教室・予防接種 等

市町村教育委員会

市町村内にある教育委員会で、公立幼稚園、小・中学校の管理、教職員の任免、児童・生徒の入学、教科書の採択、学校給食、社会教育、社会体育、文化財などに関する事務を管理、執行しています。

《主な制度・支援》

就学手続き・転入学手続き・就学援助・学童保育・幼稚園の入園料等助成・教育相談・学校給食・学校保健・市町村立小中学校の指導運営・社会教育・公民館・図書館・生涯スポーツ 等

就学援助

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者へ学用品、修学旅行費、給食費、生徒会費、PTA会費等の教育費の一部を助成する制度。生活保護法の教育扶助を受給している場合は、修学旅行費のみが対象です。

育英奨学金

高等学校等に在学する生徒等で、経済的に修学困難な者に対して奨学金を貸与する制度です。市町村によって、貸し付けに「優良な成績の者」等の条件があったり、対象学校、貸付額等に違いがあるほか、設置していない場合

もあります。詳細は、各市町村に確認してください。

民生委員・児童委員・主任児童委員

民生委員法に基づき都道府県知事の推薦により厚生労働大臣の委嘱を受け、各市区町村におかれる社会福祉増進のための特別職の地方公務員です。児童委員も兼務しています。必要に応じて住民の生活状態の把握をし、生活相談、福祉サービス利用のための情報提供を行い、関係機関につなげる等機関と連携して支援します。生活保護法では、福祉事務所の協力機関としての役割が位置づけられています。具体的には、生活保護を必要としている人を福祉事務所に連絡することや保護を受けている人の相談を聞くこと、また福祉事務所から意見を求められた場合に回答することなどです。

主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣が指名します。児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行います。

県関係

児童相談所

児童福祉法により、「児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること」と規定され、必要な調査並びに医学的、心理学的、社会学的判定等を行い、必要に応じて児童、保護者に対して指導、一時保護を行います。また、市町村による児童家庭相談への対応について市町村相互間の連絡調整、情報提供、その他必要な支援を行っています。

《主な制度・支援》

養育相談、健全育成相談、不登校相談、非行相談、心身障害相談（療育指導、居宅訪問、リハビリ指導、療育手帳の判定、特別児童扶養手当の診断書作成等）、一時保護、施設入所措置、里親委託等

県保健福祉事務所

生活福祉課

母子・父子自立支援員（女性相談員）

県保健福祉事務所の相談員は、女性相談員と兼ねていますが、市では、母子自立支援員と女性相談員は別に設置されています。

母子及び父子並びに寡婦福祉の施行に関しひとり親に関する相談、情報提供、DV相談、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等を行っています。

《主な制度・支援》

母子及び寡婦福祉法及び生活一般についての相談（家庭紛争、子育て、離婚直後の生活、母子関係等）、就業についての相談（能力開発や向上のための訓練等に関する情報提供等）、助産施設・母子生活支援施設入所等

母子・寡婦福祉資金貸付

母子や寡婦、母子が扶養している子に対して、経済的自立と子どもの福祉の向上のため、低利または無利子で行っている貸付です。子どもに関する貸付金は、修学資金、就学支度資金で、母子自立支援員と母子ともに面接相談をした上で、無利子で貸付を受けられます。

母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭、寡婦および父子家庭が技能習得のため通学するなど自立促進のために必要な事由や、疾病、事故、冠婚葬祭等の社会的な事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な世帯に、保護受給者・低所得者には無料で、一定以上の者には有料で、居宅等に家庭生活支援員の派遣等を行うものです。（主な支援内容：乳幼児の保育、食事の世話、住居の清掃等）

母子生活支援施設

配偶者のいない女子とその子またはこれに準ずる事情にある母子を入所させて保護するとともに、その自立の促進のために生活を支援することを目的とする児童福祉法に基づく施設です。住居の提供だけでなく、日常生活や就労、子育ての支援等を行います。現在では、DV被害に遭った母子が被害から逃れるために入所することが多くなっています。

助産施設

保健上、必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院、助産を受けることが困難な妊産婦に入所させて、助産を行う児童福祉法に基づく施設です。県所管には12施設あります。出産にあたっては、生活保護ではまず、助産制度の活用が優先となっており、施設が見つからない（受け入れ先がない）場合に、出産扶助を適用します。（詳細は、医療扶助の手引き～IV-11）

女性保護施設（婦人保護施設）

売春防止法第36条により都道府県や社会福祉法人などが設置しています。

もともとは売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設でしたが、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としています。平成13年4月に成立した配偶者暴力防止法により、婦人保護施設が配偶者からの暴力の被害者の保護を行うことができることが明確化されました。

就労支援員

生活保護受給者の求職活動を支援しています。ハローワークへの同行支援のほか、履歴書の書き方や面接についての助言等も行っています。

小児慢性特定疾病医療費助成制度

18歳未満の児童（引き続き治療が必要な場合は20歳まで）が、小児がんや慢性腎疾患などの慢性特定疾病にかかり、健康保険などにより治療を受けた時の自己負担分を支給するものです。生活保護法では、医療保険各法による給付（保険者負担分）相当分は支給対象とはしません。（詳細は、医療扶助の手引き～Ⅶ－11）

教育関係

小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校

副校長または教頭が各学校の窓口となります。

学校と連携を図る際には、その目的等を共有することが大切です。学校には校長、副校長、教頭、児童・生徒指導担当、教育相談コーディネーター、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、支援を要する子どもにかかわる多くの教職員がいるので、必要に応じて連携を図ることができます。

また、個人情報の取扱いについては、県及び市町村の個人情報保護条例を遵守します。あらかじめ保護者から学校と話をすることに同意を得ていると効率的に情報共有を行うことができます。

学校は組織として対応するため（組織図参照）時間を要する場合があります。

子どもの抱える問題を解決するためには、学校と福祉が連携を図り、チームとして同じ目標に向かい、それぞれの役割を果たすことが必要です。日ごろから、スクールソーシャルワーカー等と連携し、ネットワークを構築することが迅速な対応に有効です。

例えば、要保護児童対策地域協議会等に同席した場合など、その際に名刺交換等挨拶を行なうなどが有効です。

《主な制度・支援》

学校保健、災害共済給付、スクールカウンセラー

学校保健（学校保健安全法）

要保護（又は準要保護）児童（又は生徒）が伝染性又は学習に支障を生ずる恐れのある疾病にかかり、学校より治療の指示を受けた場合、治療のための医療に要する費用について援助されます。

対象の疾患は、トラコーマ及び結膜炎、白せん・かいせん・のうか疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯、寄生虫病（虫卵保有を含む）。

学校保健安全法が優先ですが、学校で実施される健康診断、歯科検診で発見され、治療指示を受けた場合に限りです。学校から「医療券」が交付され、受診となりますが、治療期間が限られています。概ね夏休み中には、治療が終了するように設定されているようですが、取り扱いについては、各市町村により違います。詳細は、各学校に直接確認してください。（詳細は、医療扶助の手引き～他法他施策Ⅶ－14）

災害共済給付（独立行政法人日本スポーツ振興センター法）

学校設置者が、保護者の同意を得て独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を締結した場合に、学校の管理下での児童または生徒の負傷、疾病、障害又は死亡に関して給付されるものです。給付は、医療費（保険診療による自己負担部分が対象）、障害見舞金、死亡見舞金。被保護者については、医療費は対象外となります。（詳細は、医療扶助の手引き～他法他施策Ⅶ－15）

スクールカウンセラー（SC：心理の専門家）

カウンセリングを中心とした相談業務を行い、教職員や関係機関等と連携しながら、児童・生徒の問題行動や不登校などの未然防止や早期解決に向けて支援を行っています。政令市を除いた中学校及び中等教育学校に配置され、小学校については学校区の中学校から派遣されています。県立高校にも拠点校60校に配置し、すべての県立高校に対応しています。

高等学校

全日制課程単位制普通科

単位制は、学年の区分がなく、3年間で必要な単位数を修得することで卒

業できます。普通科では、普通科目を中心に、幅広い分野にわたって設置されている特色のある選択科目の中から、自分の興味・関心、進路希望に合わせて科目を選択し、自分の学習計画に基づいた時間割をつくることができます。50分の授業を1年間に標準で35回受けることで1単位と数え、卒業に必要な単位は74単位となっています。

多部制定時制

「午前部」または「午後部」に所属して、1日4時間の授業を受けて4年間での卒業を基本とする、昼間に学ぶことのできる定時制高校です。

フレキシブルスクール

単位制のしくみを生かし、一人ひとりの生活スタイルや学習ペースに応じて、1日8時間や12時間の授業展開から、科目を選択できる柔軟なシステムです。他校との学校間連携や社会人とともに学ぶ講座も積極的に設置しています。

通信制

自宅での学習を中心としています。報告課題（レポート）と面接指導（スクーリング）により学習を進め、試験に合格することで単位が認められます。生徒が自分のスタイルや学習ペースに合わせて学べます。4年間かけて学び、卒業することを基本としていますが、3年間で卒業することもできます。また、自宅でIT環境を活用して学んだり、平日の昼間に登校して学習指導を受けたりすることができる新タイプ校もあります。

教育事務所

県教育事委員会教育局の地方機構で、主に管内の公立小中学校教職員の人事、給与、研修、教育についての指導、助言を行っています。また、幼稚園の教育についての指導、助言も行っています。

スクールソーシャルワーカー（SSW：福祉の専門家）

問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築など、社会福祉に関する専門的な知識や技術を活用した支援の方法を用いて、児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期解決を図っています。各教育事務所に配置されており、相談は、各学校の校長決裁を受け、市町村立学校は当該の教育委員会に依頼します。県立学校のSSWと連絡を

取る場合は、各地区の拠点校に依頼します。各地区の拠点校については、県教育委員会教育局支援部学校支援課にお問い合わせください。

県教育委員会

高等学校卒業程度認定試験

合格すると大学などへの受験の資格が得られるだけでなく、就職や資格試験の際に高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として扱われます。

高等学校での修得単位が1単位もない場合、8～9科目の試験に合格することで認定されます。高等学校での修得単位がある場合、内容によっては一部の教科の試験が免除されます。

(詳細は、文部科学省のHP等で確認してください)

中途退学者募集

高校に1年以上在籍し、それまでに認められた高校の単位を生かして、もう一度学びたいと思う人を対象に募集枠を設けて、選抜を行っています。

*募集している高校 (H26年度入学の場合)

県立神奈川総合高校 (単位制普通科：横浜市神奈川区)

県立横浜桜陽高校 (フレキシブルスクール：横浜市戸塚区)

県立川崎高校 (フレキシブルスクール：川崎市川崎区)

県立厚木清南高校 (フレキシブルスクール：厚木市)

再入学制度

高校に1年以上在籍し修得単位がある人で、中途退学後、再び学業を続けようと思う方には再入学という制度があります。

募集は3月前半で、学力検査等による選抜を行います。ただし、中途退学した高校に再入学を希望する場合には、当該校に随時相談してください。

雇用関係

ハローワーク

公共職業安定所の愛称で、国の機関です。窓口での職業相談・職業紹介、雇用保険の給付、その他就職するために必要な資格・経験、そのための能力を身につけるための訓練コース等仕事についての情報提供等も行っています。職業相談では、被保護者は、専門援助部門窓口にて相談を受けることになります。

高等職業技術校

職業能力開発促進法に基づく公共能力開発施設です。新規学校卒業者、再就職、転職希望者及び在職者に対し、職業に必要な技術・技能を学ぶところです。（詳細は、県HP→産業・働く→労働・雇用→職業訓練）

かながわ若者就職支援センター

国の機関である併設ハローワークと連携し、キャリアカウンセリングから職業紹介まで、39歳までの方の仕事さがしを応援します。職業適性診断もでき、カウンセラーが相談にのってくれます。利用は、無料です。

（詳細は、県HP→組織で探す→産業労働局→雇用対策課）

地域若者サポートステーション

「働きたいけど、自信が持てず一歩を踏み出せない」、「働きたいけど、コミュニケーションが苦手な不安」など、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、職業的自立に向けた支援を行っています。

県内には、次の6つのステーションがあります。（連絡先は資料3に掲載）

名称	最寄駅	事業対象地域
よこはま若者サポートステーション	横浜駅	横浜市(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区)
湘南・横浜若者サポートステーション	大船駅	横浜市(磯子区、栄区、金沢区、港南区、戸塚区)、横須賀市、鎌倉市、藤沢市
かわさき若者サポートステーション	武蔵溝ノ口駅	川崎市
さがみはら若者サポートステーション	橋本駅	相模原市
県央地域若者サポートステーション	本厚木駅	茅ヶ崎市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、寒川町、清川村
県西部地域若者サポートステーション	小田原駅	平塚市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

（詳細は、厚生労働省のHP「ニートサポートネット」）

<http://www.neet-support.net/>

その他

青少年センター

青少年サポート課

かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)を運営し、不登校、ひきこもり、非行等様々な悩みを抱えた30代までの青少年やその家族、関係者の相談に、電話や面接相談で応じています。内容により助言や適切な専門機関等の紹介を行います。また、青少年の自立を支援する講座等を実施するほか、様々な悩みを抱える青少年のための活動を行うNPO等を支援する取り組みも行っています。

(詳細は、県HP→組織で探す→県民局→青少年センター)

病院等医療機関

総合病院の多くには、医療相談室や地域医療連携室などといった、相談窓口があり、医療ソーシャルワーカー(MSW)がいます。病院と連携する際の力強い見方です。また、精神科の病院では、精神保健福祉士(PSW)が窓口となります。

病状調査や検診命令、入退院時の相談、文書関係の依頼、患者との連絡調整等、かかわることが最も多い関係機関といえます。病院により、相談室の規模やMSWの配置状況は違います。医事課事務職員や病棟スタッフとの役割分担が違いますので、確認をして連携するようにしましょう。

少年相談・保護センター

神奈川県警察少年相談・保護センターでは、専門の相談員が少年の非行やいじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、その立ち直りを支援しています。対象は20歳未満の少年で、電話相談、FAX相談、メール相談、面接相談を行っています。(FAX、メールは24時間対応)

主な相談：いじめ、家庭内暴力、友人関係、無断欠席など

(詳細は、神奈川県警察HP→暮らしの安全情報→「少年相談・保護センター」のご案内)

ここに掲載されている制度・支援には、生活保護優先のものもあります。これは、世帯が自立し、保護廃止する際にその制度の利用が可能であれば、制度についての説明、情報提供や申請手続き支援などを行えるよう掲載しています。

保健福祉事務所別関係機関連絡先

平塚保健福祉事務所管内

		関係機関名	住 所	電 話
町子ども担当課	大磯町	子育て支援課	大磯町東小磯183	0463(61)4100
	二宮町	子ども育成課	二宮町二宮961	0463(71)3311
町教育委員会	大磯町	大磯町教育委員会	大磯町東小磯183	0463(61)4100
	二宮町	二宮町教育委員会	二宮町二宮961	0463(71)3311
小学校	大磯町	大磯小学校	大磯町東小磯3	0463(61)0140
		国府小学校	大磯町月京18-1	0463(71)0400
		国府小学校生沢分校	大磯町生沢 527	0463(73)0623
	二宮町	二宮小学校	二宮町二宮872-1	0463(71)0157
		一色小学校	二宮町百合が丘2-7	0463(71)1543
		山西小学校	二宮町山西1401	0463(72)3777
中学校	大磯町	大磯中学校	大磯町東小磯261	0463(61)0073
		国府中学校	大磯町月京40-1	0463(71)0410
		国府中学校生沢分校	大磯町生沢527	0463(73)0623
	二宮町	二宮中学校	二宮町二宮54-2	0463(71)0269
		二宮西中学校	二宮町川匂323	0463(71)3116
保育所	大磯町	国府保育園	大磯町生沢438	0463(72)1765
		(社) サンキッズ大磯	大磯町東町1-13-33	0463(61)2641
	二宮町	百合が丘保育園	二宮町百合が丘3-63	0463(71)9657
		(社) みちる愛児園	二宮町富士見が丘2-19-8	0463(73)2969
		(社) 二宮保育園	二宮町二宮1091	0463(72)2350
		(宗) 梅花保育園	二宮町二宮1341	0463(73)1312
児童相談所 ※H26.4.1～	平塚児童相談所	平塚市中原3-1-6	0463(73)6888	
児童相談所	平塚児童相談所※	平塚市中原3-1-6	0463(73)6888	
県教育事務所	中教育事務所	平塚市西八幡1-3-1平塚合同庁舎	0463(22)2711	
ハローワーク	ハローワーク平塚	平塚市浅間町10-22平塚地方合同庁舎 1・2F	0463(24)8609	

※平成26年4月～「平塚児童相談所」開設（平塚市中原3-1-6 電話0463-73-6888

鎌倉保健福祉事務所管内

		関係機関名	住 所	電 話
町子ども担当課	葉山町	子ども育成課	葉山町堀内2135	046(876)1111
町教育委員会	葉山町	葉山町教育委員会	葉山町堀内2050-9	〃
小学校	葉山町	葉山小学校	葉山町堀内2050	046(875)0062
		上山口小学校	葉山町上山口158	046(878)7529
		長柄小学校	葉山町長柄130	046(875)6860
		一色小学校	葉山町一色1060	046(875)9221
		中学校	葉山町	葉山中学校
		南郷中学校	葉山町長柄1835	046(875)9494
保育所	葉山町	葉山保育園	葉山町堀内2050-9	046(875)6246
		葉山にこにこ保育園	葉山町長柄991	046(875)2324
児童相談所	鎌倉三浦地域児童相談所	横須賀市日の出町1-4-7	046(828)7050	
県教育事務所	湘南三浦教育事務所	藤沢市鵜沼石上2-7-1県藤沢合同庁舎	0466(26)2111	
ハローワーク	ハローワーク横浜南	横浜市金沢区寺前1-9-6	045(788)8609	

小田原保健福祉事務所管内

		関係機関名	住 所	電 話
町子ども担当課	箱根町	子育て支援課	箱根町湯本256	0460(85)7111
	真鶴町	健康福祉課	真鶴町岩244-1	0465(68)1131
	湯河原町	子ども育成課	湯河原町中央2-2-1	0465(63)2111
町教育委員会	箱根町	箱根町教育委員会	箱根町湯本256	0460(85)7600
	真鶴町	真鶴町教育委員会	真鶴町岩244-1	0465(68)1131
	湯河原町	湯河原町教育委員会	湯河原町中央2-21-3	0465(62)1100
小学校	箱根町	湯本小学校	箱根町湯本399-2	0460(85)5414
		箱根の森小学校	箱根町宮城野225	0460(82)3038
		仙石原小学校	箱根町仙石原981	0460(84)8049
	真鶴町	まなづる小学校	真鶴町真鶴543	0465(68)0261
	湯河原町	湯河原小学校	湯河原町宮上11	0465(62)5501
		吉浜小学校	湯河原町吉浜1300	0465(62)8287
		東台福浦小学校	湯河原町吉浜216	0465(62)3536
中学校	箱根町	箱根中学校	箱根町二ノ平1154	0460(82)3000
	真鶴町	真鶴中学校	真鶴町真鶴1855	0465(68)2195
	湯河原町	湯河原中学校	湯河原町吉浜1576-31	0465(62)3393
保育所	箱根町	仙石原保育園	箱根町仙石原981	0460(84)8386
		宮城野保育園	箱根町宮城野102-1	0460(82)2543
		湯本保育園	箱根町湯本392	0460(85)5444
	真鶴町	(福)石田保育園	真鶴町真鶴1900-1	0465(68)2422
		(財)貴船愛児園	真鶴町真鶴1117-口号	0465(68)3366
	湯河原町	まさご保育園	湯河原町中央1-19-1	0465(62)3516
		おにわ保育園	湯河原町城堀38-2	0465(73)6888
		たちばな保育園	湯河原町鍛冶屋868-3	0465(63)2190
	みやのうえ保育園	湯河原町宮上36-1	0465(63)5255	
	八雲保育園	湯河原町吉浜1044-1	0465(63)0590	
児童相談所	小田原児童相談所		小田原市荻窪350-1県小田原合同庁舎	0465(32)8000
県教育事務所	県西教育事務所 ※		〃	〃
ハローワーク	ハローワーク小田原		小田原市本町1-2-17	0465(23)8609

※平成26年4月～県西教育事務所

茅ヶ崎保健福祉事務所管内

		関係機関名	住 所	電 話
町子ども担当課	寒川町	子ども青少年課	寒川町宮山165	0467(74)1111
町教育委員会	寒川町	寒川町教育委員会	〃	〃
小学校	寒川町	寒川小学校	寒川町宮山934	0467(75)0032
		一之宮小学校	寒川町一之宮7-3-1	0467(75)0058
		旭小学校	寒川町倉見1675-3	0467(75)0359
		小谷(こやと)小学校	寒川町小谷4-5-1	0467(75)3671
		南小学校	寒川町一之宮9-9-1	0467(74)7444
		中学校	寒川町	寒川中学校
		旭が丘中学校	寒川町小動933	0467(75)5553
		寒川東中学校	寒川町岡田718	0467(74)0332
保育所	寒川町	(福)旭保育園	寒川町宮山2194	0467(75)0773
		(福)一之宮愛児園	寒川町一之宮8-3-1	0467(75)0729
		(福)さむかわ保育園	寒川町宮山935	0467(75)0134
児童相談所	中央児童相談所		藤沢市亀井野3119	0466(84)1600
県教育事務所	湘南三浦教育事務所		藤沢市鶴沼石上2-7-1県藤沢合同庁舎	0466(26)2111
ハローワーク	ハローワーク藤沢		藤沢市朝日町5-12藤沢労働総合庁舎	0466(23)8609

厚木保健福祉事務所管内

		関係機関名	住 所	電 話	
町子ども担当課	愛川町	子育て支援課	愛川町角田251-1	046(285)2111	
村子ども担当課	清川村	保健福祉課	清川村煤ヶ谷2216	046(288)1211	
町教育委員会	愛川町	子ども育成課	愛川町角田251-1	046(285)2111	
村教育委員会	清川村	清川村教育委員会	清川村煤ヶ谷2216	046(288)1215	
小学校	愛川町	中津小学校	愛川町中津544	046(285)0082	
		高峰小学校	愛川町三増767	046(281)0389	
		田代小学校	愛川町田代500	046(281)0047	
		半原小学校	愛川町半原2201	046(281)0144	
		中津第二小学校	愛川町春日台2-9-1	046(285)2960	
		菅原小学校	愛川町中津1103	046(285)2794	
		清川村	緑小学校	清川村煤ヶ谷2076	046(288)1003
			宮ヶ瀬小学校	清川村宮ヶ瀬954-1	046(288)1343
		中学校	愛川町	愛川東中学校	愛川町中津1400
愛川中学校	愛川町田代1395			046(281)0094	
愛川中原中学校	愛川町角田210			046(286)2710	
清川村	緑中学校		清川村煤ヶ谷1933	046(288)1241	
	宮ヶ瀬中学校		清川村宮ヶ瀬954-1	046(288)1354	
保育所	愛川町	半原保育園	愛川町半原4495-1	046(281)0244	
		田代保育園	愛川町田代323	046(281)1191	
		高峰保育園	愛川町三増773	046(281)1186	
		中津保育園	愛川町中津544	046(285)0084	
		春日台保育園	愛川町春日台2-11-3	046(285)0795	
		中津南保育園	平塚市中原3-1-6	0463(73)6888	
	清川村	(社) あおぞら保育園	清川村煤ヶ谷2140-10	046(281)7350	
児童相談所	厚木児童相談所		厚木市水引2-3-1	046(224)1111	
県教育事務所	県央教育事務所		※厚木市水引1-11-13	046(296)7545	
ハローワーク	ハローワーク厚木		厚木市寿町3-7-10	046(296)8609	

※平成26年4月～厚木市水引2-3-1厚木合同庁舎3号館2階

その他関係機関

	関係機関名	住 所	電 話
雇用関係	かながわ若者就職支援センター	横浜市西区北幸1-11-15横浜STビル5F	045(410)3357
	障害者就労相談センター	横浜市中区寿町1-4かながわ労働プラザ5F	045(633)6110
	県西部地域若者サポートステーション	小田原市城山1-6-32 Sビル2階	0465(32)4115
	県央地域若者サポートステーション	厚木市中町2-12-15アミューあつぎ7階	046(297)3067
	よこはま若者サポートステーション	横浜市西区北幸1-11-15横浜STビル3階	045(290)7234
	湘南・横浜若者サポートステーション	鎌倉市小袋谷1-6-1 2階 3階	0467(42)0203
	かわさき若者サポートステーション	川崎市高津区溝口1-6-10	044(850)2517
	さがみはら若者サポートステーション	相模原市緑区橋本6-2-1	042(703)3861
職業技術校	東部総合職業技術校	横浜市鶴見区寛政町28-2	045(504)2800
	西部総合職業技術校	秦野市桜町2-1-3	0463(80)3001
青少年	青少年センター	横浜市西区紅葉ヶ丘9-1	045(263)4400
県立高校	神奈川県ホームページ→組織でさがす→神奈川県教育委員会→高等学校		
特別支援学校	神奈川県ホームページ→組織からさがす→教育委員会HP→公立高校名簿→特別支援学校		
神奈川県警察	少年相談・保護センター(面接相談)	湘南方面事務所(平塚市)	0463(23)3146
		県西方面事務所(小田原市)	0465(32)7358
		県央方面事務所(厚木市)	046(222)8109
		横須賀方面事務所(横須賀市)	046(821)3294

小田原保健福祉事務所足柄上センター管内

		関係機関名	住 所	電 話
町子ども担当課	中井町	福祉課	中井町比奈窪104-1	0465(81)5548
	大井町	子育て健康課	大井町金子1964-1保健福祉センター1階	0465(84)5544
	松田町	子育て健康課	松田町松田惣領2037	0465(83)1226
	山北町	福祉課	山北町山北1301-4	0465(75)3644
	開成町	福祉課	開成町延沢773	0465(83)2331
町教育委員会	中井町	中井町教育委員会	中井町比奈窪56	0465(81)3906
	大井町	大井町教育委員会	大井町金子1995	0465(85)5015
	松田町	松田町教育委員会	松田町松田惣領2037	0465(83)7023
	山北町	山北町教育委員会	山北町山北1301-4	0465(75)3648
	開成町	開成町教育委員会	開成町延沢773	0465(82)5221
小学校	中井町	中村小学校	中井町半分形350	0465(81)1116
		井ノ口小学校	中井町井ノ口2005	0465(81)1123
	大井町	大井小学校	大井町金子1436	0465(82)0918
		相和小学校	大井町山田580	0465(82)1611
		上大井小学校	大井町上大井171	0465(83)1151
	松田町	松田小学校	松田町松田庶子204	0465(82)0371
		寄(やどりき)小学校	松田町寄2540	0465(89)2201
	山北町	川村小学校	山北町山北1002	0465(75)1142
	開成町	開成小学校	開成町延沢625	0465(83)1616
		開成南小学校	開成町吉田島1291-1	0465(83)2250
	中学校	中井町	中井中学校	平塚市中原3-1-6
大井町		湘光中学校	大井町金子1950	0465(82)2541
松田町		松田中学校	松田町松田惣領1400	0465(82)2261
		寄(やどりき)中学校	松田町寄2549	0465(89)2234
山北町		山北中学校	山北町向原405	0465(75)0755
		清水中学校	山北町川西688	0465(77)2413
		三保中学校	山北町中川921	0465(78)3125
開成町		文命中学校	開成町吉田島1805	0465(83)1386
保育所	中井町	中村保育園 ※1	中井町比奈窪137-2	0465(81)0233
		井ノ口保育園 ※1	中井町井ノ口1996-1	0465(81)1128
		(社)木之花保育園	中井町遠藤327	0465(81)0243
	大井町	大井保育園	大井町金子2854	0465(82)4249
		(社)栄光愛児園	大井町西大井385-1	0465(83)3225
	松田町	松田さくら保育園	松田町松田庶子162-1	0465(46)8300
	山北町	清水保育園	山北町川西668-1	0465(77)2417
		向原保育園	山北町向原1630	0465(75)1146
		わかば保育園	山北町山北1943-3	0465(75)1144
	開成町	(社)酒田保育園	開成町円通寺55-1	0465(82)2277
(社)酒田保育園上島分園		開成町吉田島2868-1	0465(85)3088	
(社)酒田みずのべ保育園		開成町吉田島4198	0465(85)0305	
児童相談所	小田原児童相談所	小田原市荻窪350-1県小田原合同庁舎	0465(32)8000	
県教育事務所	県西教育事務所足柄上指導課 ※2	開成町吉田島2489-2足柄上合同庁舎	0465(83)5111	
ハローワーク	ハローワーク松田	松田町松田総領2037	0465(82)8609	

※1 平成26年4月～井ノ口保育園、中村保育園及び井ノ口幼稚園の3園を統合した「中井町立なかい子ども園」開設。

※2 平成26年4月～県西教育事務所(足柄上指導課)

関係機関との連携をする際に・・・福祉事務所基礎編

連携とは・・・

ある対象者について、関係機関とやり取りをするとき、「福祉事務所では、それはできない」と一言ですませたことはありませんか？対象者の「よりよい生活を支える」という目的は、どの専門機関でも同じはずです。それぞれの専門性、役割を理解し、協働していくのが「連携」です。果たして、どこまで福祉事務所として動けるか、役割分担ができるか、知恵を出し合い、話し合う必要があります。

ケースワーカーの役割とは・・・

生活保護は、他法他施策優先という原則があるため、ケースワーカーは広く他の制度を知る必要があります。また、対象者の個別の状況も把握していることから、どのサービスが本人にとってよりよい生活を送れることになるか、うまくいくのか、コーディネートの中心となるのがケースワーカーです。コミュニケーション能力を発揮し、対象者、関係機関を上手にコーディネートする必要があります。

上手に連携するには・・・

関係機関に何かお願いをしたいとき、又は対象者の支援に困ったときなど、どこの誰に連絡をとるべきかを知ることが、重要なポイントです。そして、その人と日頃からコミュニケーションをとっておくことも大事です。いわゆる「顔のみえる関係」でいると話も早いです。近くに行ったときには、顔を出し「この間は、どうも。〇〇さんはその後、おかげさまで元気にやっていますよ。」とちょっと報告することなども円滑な関係を築くには必要です。「そんな時間がない。」と思うかもしれませんが、このほんの少しの積み重ねが、「いざというピンチ」のときもスムーズに事が進み、問題が早く解決することにつながります。

きっかけは・・・

しかし、経験が少なかったり、新しい地域を担当することになったときには、どこにつないでよいのかがわかりません。また、相手と顔の見える関係になるまでには、時間と労力がいらいます。

そのようなときは、福祉事務所の先輩たちを大いに活用しましょう。まずは「引継ぎ」のときがチャンスです。ぜひ、一緒に行ってもらい、担当者を紹介してもらい、あいさつをしましょう。「顔つなぎ」をしてもらうことは、所としても大事なことです。生活保護世帯が増加している今、一から苦勞して自分で開拓するという時代ではありません。そして、あなたが異動する時には、同じように、後輩や後任者に引き継いでくださいね。

連携するとき、特に注意すること

個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いには、十分注意が必要です。特に教育関係は、本人、家族の同意が取れているかを確認のうえ、関係機関と情報交換することとなっています。まずは、どこまで個人情報を取扱う必要があるのかを事前によく検討し、必要に応じて電話連絡等で確認し、先方と調整しながら進めましょう。個人情報を取扱う必要性の程度がわからない時には、ケースワーカーが単独で判断せず、査察指導員等に確認してから取り組みましょう。

子どもの支援で連携する主な関係機関

～詳細は、資料2 関係機関の役割を見てください～

市町村関係⇒子ども担当課
市町村教育委員会
市区町村保健センター
子育てサポート・センター
保育所
民生委員・主任児童委員

教育関係⇒小学校
中学校
高等学校
特別支援学校
県教育事務所

児童相談所

医療機関⇒地域医療連携室等

雇用関係⇒ハローワーク
かながわ若者就職支援センター
障害者就労相談センター
高等職業技術校
地域若者サポートステーション

青少年センター

神奈川県警察「少年相談・保護センター」

保健福祉事務所にも力になる人がいます

保健福祉事務所⇒生活福祉課⇒子ども支援員 ・ 就労支援員
母子自立支援員(女性相談員)
嘱託医

保健福祉課⇒保健師 ・ 栄養士
保健予防課⇒保健師 ・ 精神保健福祉士